

議案第五十六号

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成二十七年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定個人情報の利用（第十二条―第十五条）」を「個人番号の利用範囲並びに特定個人情報の利用及び提供（第十一条の二―第十五条の二）」に改める。

「第四章 特定個人情報の利用」を「第四章 個人番号の利用範囲並びに特定個人情報の利用及び提供」に改める。

第四章中第十二条の前に次の一条を加える。

(個人番号の利用範囲)

第十一条の二 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる実施機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる実施機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び区長又は教育委員会が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

2 別表第二の上欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができない。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。次項において同じ。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（同条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。次項において同じ。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 区長又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第二項の規定により特定個人情報を利用することができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第四章中第十五条の次に次の一条を加える。

(特定個人情報の提供)

第十五条の二 法第十九条第九号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる情報照会機関が同表の第二欄に掲げる事務を処理するため、同表の第三欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

付則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一（第十一条の二関係）

実施機関	事務
一 区長	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付に係るサービスの利用者負担額を助成し、又は軽減する事業に関する事務であつて区規則で定めるもの
二 区長	港区心身障害者福祉手当条例（昭和四十八年港区条例第十五号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であつて区規則で定めるもの
三 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法

十三 区長	十二 区長	十一 区長	十 区長	九 区長	八 区長	七 区長	六 区長	五 区長	四 区長	
港区子ども医療費助成条例（平成四年港区条例第四十三号）による医療費の助	港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であつて区規則で定めるもの	港区女性福祉資金貸付条例（昭和五十年港区条例第十八号）による資金の貸付	港区児童育成手当条例（昭和四十六年港区条例第三十号）による児童育成手当の支給に関する事務であつて区規則で定めるもの	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業に加えて区が実施	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の被保険者に係る給付金の支給に関する事務であつて区規則で定めるもの	生活保護法による保護等に加えて実施する援護に関する事務であつて区規則で	生活に困窮する外国人に対する措置に関する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）	在宅の重症心身障害者及び重症心身障害児に対する通所の方法により行う支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付及び地域生活支援事業にサービスを付加する事業に関する事務であつて区	（昭和二十三年法律第百六十四号）による自立支援給付及び地域生活支援事業並びに児童福祉法

<p>三 区 長</p>	<p>二 区 長</p>	
<p>障 害 者 の 日 常 生 活 に 支 援 す る に 関 する 事 務 に 関 する 規 則</p>	<p>障 害 者 の 日 常 生 活 に 支 援 す る に 関 する 事 務 に 関 する 規 則</p>	
<p>住 民 票 関 係 情 報 、 障 害 者 関 係 情 報 、 障 害 者 関 係 情 報 、 障 害 者 関 係 情 報</p>	<p>住 民 票 関 係 情 報 、 障 害 者 関 係 情 報 、 障 害 者 関 係 情 報 、 障 害 者 関 係 情 報</p>	<p>関 係 情 報 、 障 害 者 関 係 情 報 、 障 害 者 関 係 情 報</p>

八 区長	七 区長	六 区長	五 区長	四 区長	
港区女性福祉資金貸付条例	<p>港区児童育成手当支給に関する 児童育成手当の支給に関する 事務であつて区規則で 定めるもの</p>	<p>高齢者の医療の確保に 係る給付の支給に関する 事務であつて区規則で 定めるもの</p>	<p>生活保護法による保護等に 加えて実施する援護に 関する事務であつて区 規則で定めるもの</p>	<p>在宅の重症心身障害者及び 重症心身障害児に対する 所の方針により行う支援 業務に関する事務であつて 規則で定めるもの</p>	<p>で定めるもの</p>
住民票関係情報、生活保護	<p>住民票関係情報、障害者 関係情報、特別児童扶養 手当等の支給に関する情 報（以下「特別児童扶養 手当関係情報」と いう。）又は「国民健康 保険給付の支給に関する 法律第百九十二号」によ る情報であつて「区規則 で定める関係情報」とい</p>	<p>高齢者の医療の確保に 関する情報（以下「後 期高齢者医療 の関係情報」という。） であつて区規則で定め るもの</p>	<p>生活保護関係情報、中国 残留邦人等支援給付 等関係情報又は外国人 の生活保護関係情報であ つて区規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報、地方税 関係情報、支援給付等 関係情報、障害者関係 情報、外国人生活保護 関係情報、児童福祉法 関係情報、介護保険給 付等関係情報、児童福 祉法関係情報であつ</p>	

十三 区長	十二 区長	十一 区長	十 区長	九 区長	
法別表第一の九の項に定め	のであつて区規則で定めるもの る児童福祉法に定めるもの 法別表第一の七の項に定め	あつて区規則で定めるもの 住宅の管理に関する事務で 港区立住宅条例による区立	める事務であつて区規則で定 る事務であつて区規則で定 による子ども医療費助成条 港区分子ども医療費助成条	も務であつて区規則で定める 務であつて区規則で定める事 る医療費の助成に関する事 費の助成に関する条例によ 港区分ひとり親家庭等の医療	める事務であつて区規則に關す る事務であつて区規則に關す による資金の貸付けに關す
住民票関係情報、生活保護	て区規則で定めるもの 護邦人等支給等生活保 留邦人等支給等生活保 地方税関係情報、生活保 護邦人等支給等生活保	則で定めるもの 育成手当の支給に関する情報 童成手当の支給に関する情報 いう（以下「児童扶養手当 に関する情報」という。） 百三十八号）による児童扶 報、児童扶養手当の支給に 報、外国人生活保護関係情 関係情報、中国残留邦人等 住民國票関係情報、地方税	保護関係情報であつて区規則 留邦人等支給等関係情報、 住民票関係情報、生活保護 住民國票関係情報、生活保 留邦人等支給等関係情報、	定めるもの 又は国民健康保険関係情報 又法関係情報、特別児童扶 祉法関係情報、特別児童扶 係法関係情報、特別児童扶 係法関係情報、特別児童扶 係法関係情報、特別児童扶 係法関係情報、特別児童扶 係法関係情報、特別児童扶	則で定めるもの 報又は外国人生活保護関係 関係情報、中国残留邦人等 係情報、外国人生活保護関 係情報、外国人生活保護関 係情報、外国人生活保護関 係情報、外国人生活保護関

	<p>十四 区長</p>	<p>十五 区長</p>	<p>十六 区長</p>	<p>十七 区長</p>	<p>十八 区長</p>
<p>の児童福祉法に定める事務</p>	<p>法別表第一の十六の項に定める法律に基づく条例に定める事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>法別表第一の十九の項に定める法律第九十三号に定める事務であつて区規則</p>	<p>法別表第一の三十の項に定める事務であつて区規則で定めるもの</p>	<p>法別表第一の三十七の項に定める事務であつて区規則で</p>	<p>法別表第一の四十一の項に定める老人福祉法（昭和三十三年法律第百三十三号）に</p>
<p>関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、又は国民健康保険関係情報</p>	<p>生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、又は児童</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、又は外国人生活保護関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>国民健康保険関係情報であつて区規則で定め</p>	<p>地方税関係情報、外国人生活保護関係情報、又は国民健康保険関係情報、介護保険給付等</p>

二十四 区長	二十三 区長	二十二 区長	二十一 区長	二十 区長	十九 区長	
法別表第一の五十九の項に	定める事務の 十年法律第百四十一号に 関する事務であつて区規則	法別表第一の四十九の項に 定める特別児童扶養手当等 の支給に関する法律に 定める事務であつて区規則で	法別表第一の四十六の項に 定める特別児童扶養手当等 の支給に関する法律に 定める事務であつて区規則で	法別表第一の四十五の項に 定める母子及び父子並びに 寡婦福祉法に定める事務の あつて区規則で定めるもの	法別表第一の四十三の項に 定める母子及び父子並びに 寡婦福祉法（昭和十九年 法律第二百二十九号）に 定める事務であつて区規則で	則で定めるもの
生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付	住民票関係情報、生活保護 関係情報、生活保護関係情報 、中国残留邦人等支援給付 、健康保	住民票関係情報、障害者関 係情報、障害者総合支援法 による施設入所に関する情 報、 規則で定めるもの	障害者関係情報又は国民健康保険関係情報で あつて区規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付 等関係情報又は外国人生活保護関係情報であ つて区規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護 関係情報、生活保護関係情報 、障害者関係情報 、 報又は児童扶養手当関係情報であつて区規則 で定めるもの	の

別表第三（第十五条の二関係）

二 教育委員会	一 区長	情報照会機関	学校教育法による就学に	生活に困窮する外国人に 対する生活保護法による 保護に準ずる措置に関する 事務であつて区規則で 定めるもの	事 務	区長	教育委員会	情報提供機関	住民票関係情報、地方税関係	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に 関する情報（以下「学校保健安全法関係情報」という。） であつて区規則で定めるもの	特定個人情報
二十六 区長	二十五 区長		あつて区規則で定めるもの	あつて区規則で定めるもの	あつて区規則で定めるもの	健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報 生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付 等関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付 健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護 関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報 報、外国人生活保護関係情報、国民健康保険 関係情報又は後期高齢者医療関係情報であつ て区規則で定めるもの	者関係情報、外国人生活保護関係情報、障害 者関係情報又は介護保険給付等関係情報であ つて区規則で定めるもの			

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

付 則

<p>五 区 長</p>	<p>法別表第一の六十三の項 に定める中国残留並び の円滑な帰国の促進及び に永住帰国した中国残留 邦人及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律 に關する事務であつて区 規 則 以 来 の 規 則 以 来 の</p>	<p>四 教 育 委 員 会</p>	<p>法別表第一の二十七の項 に定める学校の健全安全法 に關する事務であつて区 規 則 以 来 の 規 則 以 来 の</p>	<p>三 区 長</p>	<p>法別表第一の十五の項に 定める生活保護法に關す る事務であつて区規則で 定 め る も の</p>	<p>必要経費の援助に關す る事務であつて区規則で 定 め る も の</p>
<p>教育委員会</p>	<p>区長</p>	<p>教育委員会</p>	<p>住民票關係情報、地方税關係 情報、生活保護關係情報、 外国人生活保護關係情報又 は児童養 福社關係情報であつて区規 手當關係情報であつて区規 定 以 来 の 規 則 以 来 の</p>	<p>学校保健安全法關係情報であ つて区規則で定めるもの</p>	<p>情報、生活保護關係情報、 児童生活保護關係情報又 は児童 区規則で定めるもの</p>	<p>情報、生活保護關係情報、 児童生活保護關係情報又 は児童 区規則で定めるもの</p>

（説明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に基づき、区における個人番号を利用することができる事務等を定めるため、本案を提出いたします。